

白川村混雑等情報発信 WEB サイト制作業務仕様書

1. 委託業務名

白川村混雑等情報発信 WEB サイト制作業務

2. 目的

マイカー混雑状況とマナー啓発を組み合わせたオーバーツーリズム（観光公害）対策総合 WEB サイトを開設し、「混雑予測・混雑状況」を事前に知らせることにより、ずらし観光などの観光客の行動変容を促し、現地に来てしまってからでは手遅れとなる渋滞問題の緩和を図るとともに、白川郷レスポンスブル・ツーリズムを国内外の観光客に対して効果的に周知することを目的とする。

3. 契約期間及びスケジュール

(1) 契約期間

令和6年6月28日から令和7年1月31日までの間において、村（発注者）と受託者が別途協議のうえ決定する。

(2) 混雑等情報発信WEBサイトの公開

令和6年12月27日までに公開すること。

(3) 導入スケジュール

詳細は、村（発注者）と受託者が別途協議のうえ決定する。ただし、公開予定日に合わせたスケジュール管理を行うこと。

4. 委託金額

上限 7,055 千円（消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の額を含む）とする。

5. 業務実施体制

委託業務の実施にあたっては、村及び関係者との連絡調整が迅速に行えるよう体制を整えること。また、障害発生時に速やかな対応ができるような体制も整えること。

6. 業務内容

WEBサイトを制作して公開するにあたり、以下の業務を実施する。

(1) 制作全般

- ・ 村（発注者）及び指定する監修事業者と都度協議を行ったうえで WEB サイトの制作を行う

こと。

(2) サーバー及びドメイン

- ・ 新たなサーバーを利用することを前提とし、利用するサーバーは村（発注者）と協議のうえ決定すること。
- ・ ドメインは新たなものを取得することを前提とし、村（発注者）と協議のうえ決定すること。
- ・ サーバー等の選定、契約、管理、ドメイン管理等に係る費用はすべて受託者が負担すること。
- ・ サイトの公開後、令和7年1月までは、受託者が運用及び保守管理を行うものとする。令和7年2月以降は、別途契約にて運用及び保守管理を受託者に委託することを想定している。

(3) サイトの名称

- ・ サイト名称については、外国人観光客の利用を前提とし、オーバーツーリズムのマイナスイメージに直接結びつかないように、以下とおり日本語・英語の2種類の名称を想定しているが、より魅力的なサイト名を提案してもよい。
- ・ 検索エンジンの検索結果による露出効果を高める SEO 対策を行うこと。

<サイト名称案>

メインタイトル	SHIRAKAWA-Going ※シラカワ ゴーイング
サブタイトル (日・英の2パターン)	日本語： 白川郷お出かけガイド 英語： Shirakawa-go Easy Travel Guide
タイトル表示 (日本語)	白川郷お出かけガイド SHIRAKAWA-GOing
タイトル表示 (英語)	Shirakawa-go Easy Travel Guide SHIRAKAWA-GOing

(4) サイト構築

- ・ スマートフォンでの閲覧が主となることを前提とした WEB サイトを構築するとともに、PC 及びタブレットからも支障なく閲覧できるようなレスポンスサイトとすること。
- ・ セキュリティについて十分留意すること。

(5) サイト設計

- ・ 令和6年度以降にカメラ画像の増加及びコンテンツを拡充することを前提に、柔軟な拡張性を確保すること。
- ・ すべてのユーザーにとって利用しやすく、サイトの目的が効果的に伝わるよう、アクセシビリティ及びユーザービリティに配慮したサイトの設計、デザインを行うこと。
- ・ Google Chrome、Microsoft Edge、Firefox、safari 等の一般的なブラウザで支障なく閲覧できるようにすること。
- ・ cookie 仕様の同意を得る機能を設けること。

(6) 基本デザイン

- ・ サイト内の各ページについて、ワイヤーフレーム又はデザインラフ等を作成することにより、サイトデザインの検討が円滑に行えるようにすること。最終的なデザインは村（発注者）及

び村が指定する監修事業者と協議の上決定すること。

(7) コンテンツ

① 5か所の監視カメラ画像を活用した混雑状況の可視化

- ・ カメラ画像を5つ表示する。
- ・ カメラ側サーバー（クラウドサーバーではない）でFTP転送設定を行う。新サイト側のサーバーで、カメラ側サーバーから転送された画像を受信し、新サイト上でiframeなどにより、カメラ画像を表示する。なお、カメラ画像のFTP転送設定は、別途村が契約する事業者にて行う。
- ・ カメラ画像から渋滞の情報をわかりやすくするため、地図上にてカメラの位置も表示する。

② 白川郷レスポンスブル・ツーリズム特設WEBサイトへの誘導

- ・ 以下の5言語で制作した白川郷レスポンスブル・ツーリズムサイトとの強固な相互連動を組み込み、白川村の観光マナーの啓発を強力に推進する。
- ・ 特設WEBサイトURL

(日本語)

<https://www.vill.shirakawa.lg.jp/srt/>

(英語)

<https://www.vill.shirakawa.lg.jp/srt-en/>

(フランス語)

<https://www.vill.shirakawa.lg.jp/srt-fr/>

(中国語・簡体字) ※中国本土向け

<https://www.vill.shirakawa.lg.jp/srt-cn/>

(中国語・繁体字) ※台湾向け

<https://www.vill.shirakawa.lg.jp/srt-tw/>

③ 混雑評価・予測発信

- ・ 駐車場の過去の混雑状況及び、混雑予測を発信する。なお、発信する情報はCSV等のデータを開設するWEBサイトに取り込んで公開することを想定している。

④ 天候情報発信

- ・ 天気及び気温を発信する。なお、気温については外国人観光客の閲覧を想定し、摂氏・華氏両方の表示が望ましい。

⑤ 主要道路交通情報発信

- ・ 冬季閉鎖のある主要3道路（国道360号、県道451号線（県道白山公園線）、白山白川郷ホワイトロード）のステータス及び備考を配信する。
- ・ ステータスの配信はCMS機能等により、村（発注者）が容易に更新できるようにすること。
- ・ ステータスの種類は4種類（通行可能、通行止め（雨量規制）、通行止め（災害）、冬季閉鎖中）を想定している。
- ・ 備考では「〇月〇日から通行可能」、「〇月〇日から冬季閉鎖」などの追加情報を表示できるようにすること。

⑥ リアルタイム情報発信

- ・ 道路交通状況（主要道路の雨量規制による閉鎖や冬季閉鎖の情報、規制解除の情報等）や村内の混雑状況を SNS 投稿により発信する。
- ・ 活用する SNS は村（発注者）と受注者にて協議の上決定し、SNS アカウントを新たに開設したうえで、当事業で開設する WEB サイトに SNS を埋め込むこと。なお、SNS アカウント開設に関する費用はすべて受託者が負担すること。

(8) CMS 機能

- ・ 情報の更新が必要な項目については CMS 機能を導入すること。
- ・ CMS は専門知識を有さない職員であっても文書入力、画像等の挿入、ファイルの添付などができる仕様のもをを導入すること。
- ・ 簡易的な操作マニュアルを作成すること。

(9) 多言語対応

- ・ 扉（入り口、各言語 TOP）は、現在の白川村公式サイトと同じ 5 言語（日本語、中国語繁体字、中国語簡体字、英語、フランス語）を網羅すること。
- ・ 扉（入り口、各言語 TOP）から下の階層のページは、自動翻訳（リアルタイム翻訳）機能を導入することにより、多言語発信の効率化を図ること。
- ・ 多言語化にあたっては、日本語ページを基本とし、各言語のネイティブにより翻訳及び確認を行うこと。

(10) その他

- ・ WEB サイトのアクセス数が客観的に分かるようにアクセスカウンターを主要ページに組み込むこと。アクセスカウンターの設置を要するページについては、協議のうえ決定する。
- ・ Google Analytics 等を導入し、WEB サイト公開後のアクセス解析等の効果測定が可能となる仕組みを設けること。
- ・ サイト公開後、契約期間中においては、WEB サイトに修正が必要な際は、村の指示により受託者が随時修正を行うこと。

(11) オンラインミーティング及び打合せ協議

- ・ 事業を円滑に進めるため、必要に応じてオンラインによる打合せ協議を実施するものとする。

(12) その他

- ・ 上記の他、白川村が業務を遂行するにあたり指示する事項

7. 業務の成果品及び提出期限

(1) 業務完了報告書 A 4 版（縦横は任意） 各 1 部

- ・ システム仕様書
- ・ 結果報告書
- ・ 簡易的な CMS 操作マニュアル

- ・ 上記成果品の PDF データを電子メール等でも提出すること。

(2) 提出期限 令和7年1月31日

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、白川村個人情報保護条例（平成14年白川村条例第9号）、白川村個人情報保護条例施行規則（平成14年白川村規則第4号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

村及び受注者は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9. 著作権等の取扱いについて

別添著作権等取扱特記事項のとおりとする。

10. 業務の継続が困難となった場合の措置

村と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、村は契約の取消しができる。この場合、村に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、村及び受注者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

11. 「契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

12. その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。